

昭和四十五年法律第百三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第三章 産業廃棄物

第三節 産業廃棄物処理業

(産業廃棄物処理業)

第十四条

14 産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該通知の写しを当該通知の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。